

大館市農業委員会総会議事録

令和 6 年 6 月 12 日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所		日 時	令和6年6月12日（水）午後3時30分 開会			
		場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（18名）						
1番	高坂 千悦	8番	安部 幸美	15番	浅利 瑞穂	
2番	渡邊 久雄	9番	斎藤 重春	16番	阿部 重信	
3番	岩澤 トシ子	10番	石山 元一	17番	畠山 繁司	
4番	富樫 俊昌	11番	小畑 美恵子	19番	小畑 純市	
5番	伊藤 昇	12番	嶋田 久美子			
6番	菅原 一成	13番	藤原 信雄			
7番	小林 大樹	14番	渡邊 久留美			
3. 欠席委員の氏名（ 1名）						
18番	藤盛 久登					
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし				
5. 出席した事務局 職員の職氏名		局 長	渡辺 孝義			
		係 長	工藤 学			
		主任主事	柳谷 小百合			
6. 議事録署名委員		5番	伊藤 昇	6番	菅原 一成	
7. 書記		工藤 学				

報 告 ・ 議 案	
報告第 12 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
議案第 28 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 29 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第 30 号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について

係長

定刻より少し早いですが皆さんお揃いになりましたので、ただ今から総会を開会いたします。

会議に先立ちまして、本日の出席者数を報告します。

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 18 名の出席であります。よって、定足数に達しており、会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、18 番 藤盛 久登 委員より、都合により欠席するとの連絡がありましたことをご報告いたします。

次に会長より挨拶をお願いいたします。

安部会長

— 挨拶 —

係長

会長ありがとうございました。

続きまして、議案審査を行います。大館市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、進行をお願いします。

議長

それでは、暫時議長を務めさせていただきます。

大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 5 番 伊藤 昇 委員、議席番号 6 番 菅原 一成 委員にお願いします。

議長

それでは、報告に入ります。

業務報告から報告第 12 号まで一括して事務局から説明願います。

局長

業務報告に入る前ですが、今後の業務の円滑な遂行のために、事務局職員と農業委員の皆様の接点が必要と考えました。今までは、総会の出席者が局長と次長と係長でした。今後は、総会ごとに事務局職員を一人ずつ連れてきて皆さんとお顔を合わせていただければ業務が楽になると考えました。本日は、柳谷主任主事が出席しております。

業務報告に入ります。1 ページをお開き願います。

本会主催以外の会議等の出席状況であります。5 月 16 日(木)市町村農業委員会新任事務局長研修会・市町村農業委員会事務局長会議(秋田市開催)局長出席、5 月 22 日(水)秋田県農業会議 第 98 回常設審議委員会・第 40 回理事会・都市農業委員会会長会通常総会(秋田市開催)会長出席、5 月 28 日(火)北秋田地域振興局管内農林業関連部課長等会議(北秋田市開催)局長出席、5 月 29 日(水)全国農業委員会会長大会(東京都)会長出席・県選出国會議員要請集会(東京都)会長及び局長出席、5 月 30 日(木)・31 日(金)県北地区農業委員会会長会視察研修(神奈川県)会長出席となっております。

2 ページをお開きください。

報告第 12 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について

次のとおり、農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知があったので報告する。

令和 6 年 6 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

3 ページをお開きください。

解約理由ですが、他に貸すため 5 件、中間管理機構に貸すため 2 件の計 7 件であります。田の 21 筆、畑の 1 筆、合計 22 筆で面積は 23,783 m²であります。

内訳ですが、4 ページのNo.151、No.152 に続きまして、5 ページのNo.153～155 が他に貸すためであります。

6 ページのNo.156～157 については、中間管理機構に貸すためとなっております。

報告は以上となります。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議事に移ります。

～異議なしの声多数有り～

議長

初めに、議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

7 ページをお開き願います。

議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 6 年 6 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

8 ページをお開き願います。

経営拡張の 2 件と新規就農の 1 件で、田の 2 筆、畑の 4 筆、合計面積は 3,527 m²であります。

9 ページをお開き願います。No.20 と No.21 は経営拡張となっております。

10 ページをお開き願います。No.22 は新規就農となっております。

農地法 3 条の調査書について、皆さんのお手元に配布されていると思いますが、第 2 項第 1 号から第 6 号に不許可事項には該当しないという調査結果となりました。全て同じで新規就農まで不許可事項には該当しておりません。

以上ご審議を、よろしくお願いいたします。

議長

議案第 28 号 No.20～22 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

ないようですので、議案第 28 号 No.20～22 について原案のとおり決してお異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 29 号 農地利用集積計画の決定について（利用権設定）を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

11 ページとなります。

議案第 29 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったとき

は、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 6 年 6 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

12 ページをお開き願います。令和 6 年度農用地利用集積計画（第 3 号）であります。

契約期間 1 年が 1 件、3 年が 4 件、5 年が 5 件、6 年が 1 件、10 年が 36 件、18 年が 8 件、合計件数 55 件、田の合計面積 154,872.00 m²、畑の合計面積 36,882.00 m²、総合計面積 191,754.00 m²であります。

また、権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、13 ページから 16 ページまでの内訳に記載されております。

また、利用集積計画書や確約書、営農計画書で要件は確認済みであることを申し添えます。

以上ご審議よろしくお願いいたします。

議長

議案第 29 号 新-228～342 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

ないようですので、議案第 29 号 新-228～342 について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

議案第 29 号について、異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 30 号農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取についてを議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

17 ページをお開き願います。

議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 4 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画(案)について、大館市長から意見聴取依頼があったので、これを回答するにあたり意見を求める。

令和 6 年 6 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

18 ページをお開き願います。令和 6 年度農用地利用集積等促進計画(第 3 号)権利移転についてであります。契約期間、1 年が 2 件、2 年が 2 件、3 年が 3 件、4 年が 4 件、5 年が 3 件、合計件数は 14 件。田の面積で 92,272 m²、畑の面積で 2,861 m²面積合計は 95,133 m²となります。内訳は 19 ページに記載されております。

続きまして、20 ページをお開き願います。令和 6 年度農用地利用集積等促進計画(第 3 号)再配分についてであります。契約期間は、10 年の 1 件、面積合計は 4,585 m²となっております。内訳は 21 ページに記載されております。

以上ご審議よろしく願いいたします。

議長

議案第 30 号 権-11~24 及び再配-1 ついて審議いたします。

何かご意見ご質問等ございませんか。

1 番(高坂 千悦 委員)

再配分とはどういう意味ですか。

事務局(局長)

中間管理機構に貸し出す形のもので、まずは中間管理機構に預けたあと、中間管理機構から配分を受けるため再配分となります。相対の利用権では

ないのでそういう契約となります。

1 番(高坂 千悦 委員)

中間管理機構を通すとすべて再配分になるのか。

事務局（局長）

中間管理機構から配分されるとそうなります。

1 番(高坂 千悦 委員)

はい。

議長

ほかに何かございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

ないようですので、議案第 30 号 権－11～24 及び再配－1 ついて、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

22 ページをお開きください。

当面の行事予定であります。本会主催以外の会議等については、6 月 21 日(金)秋田県農業会議 第 99 回常設審議委員会・第 9 回通常総会・第 41 回理事会（秋田市開催）、7 月 1 日 現地調査（転用・非農地）の予定となっております。以上となります。

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

事務局（局長）

事務局からお話しさせていただきます。

事務局（柳谷主任主事）

農業者年金の加入促進研修会についてであります。加入推進部長と女性農業委員が対象となっており、対象の方には文書を配布させていただきました。7月18日に秋田市での研修ということで事前の通知が来ております。出欠の確認については後日確認しますが、通知の配布となりますが検討をお願いします。出欠確認の連絡が来ませんので、電話等の連絡になるかもしれませんが確認させていただきます。

事務局（工藤係長）

事前通知が来ておりますが、8月1日に県北地区の農業委員会の研修会として、ほくしか鹿鳴ホールで予定されております。時間は1時30分からとなります。正式文書が来たら皆さんに通知を出して出席確認をします。皆さん予定に入れておいていただきたくよろしくお願いします。

2番（渡邊 久雄 委員）

法人の代表が変わっている案件もありましたが、その場合は前に契約した案件はそのままでもいいのか契約変更となるのか、教えてください。

事務局（局長）

法人等の代表者変更の場合に関しては、契約はそのままとなります。代表者の変更手続きとなります。法人格を持っているのは代表者でなく、あくまでも法人が持っています。

議長

ほかに何かありませんか。

特にないようですので、以上で議長の任を解かせていただきます。スムーズな進行にご協力いただいたことに感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

係長

会長、ありがとうございました。

これを持ちまして、大館市農業委員会総会を終了いたします。

午後 4 時 00 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 6 年 6 月 12 日

議 長

議事録署名委員 5 番

議事録署名委員 6 番

農地法第3条調査書

議案第28号 No.20		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市字鉄砲場・・・外・筆	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		東京都三鷹市上連雀・・・	〇〇 〇〇
		大館市字桜町・・・	〇〇 〇〇
		東京都杉並区下高井戸・・・	〇〇 〇〇
		宮城県仙台市若林区中倉・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
大館市字鉄砲場・・・		△△ △△	
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、労力不足により経営規模を縮小し、今後は譲受(借)人が経営規模を拡大して営農に資する計画である。 本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、6月1日、安部 幸美 農業委員と伊藤 昇 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農 地 法 第 3 条 調 査 書

議案第28号 No.21		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市比内町八木橋字寺崎道下・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市比内町八木橋字寺崎・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市比内町八木橋字寺崎・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が経営規模を拡大して営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、6月1日、菅原 一成 農業委員と岸 恭司 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農 地 法 第 3 条 調 査 書

議案第28号 No.22		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在		大館市比内町中野字田尻塚ノ岱・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市比内町扇田字扇田・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字田尻塚ノ岱・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人は、自宅購入と共に隣接する農地を譲受て営農していくこととしており、農機具もリースしながら対応する。農業経験も少ないが近隣農家から教えてもらいながら行うことから、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、いままで譲渡(貸)人が保全管理してきたが、譲受(借)人が新規就農者となり譲渡(貸)人の農地を譲受て営農する計画である。 本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないもの と考える。 なお、6月3日、渡邊 久雄 農業委員と渡邊 修一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない